

第1回宇宙活動法改正ワーキンググループ 議事要旨

1 日 時 令和7年6月4日（水） 15:00～16:15

2 場 所 内閣府宇宙開発戦略推進事務局 大会議室

3 出席者

（1） 委員

小塚座長、青木委員、石井委員、岡本委員、笹岡委員、巽委員（オンライン出席）、友岡委員

（2） 事務局（宇宙開発戦略推進事務局）

風木局長、渡邊審議官、木尾参事官、村山参事官、北小路参事官補佐、大段参事官補佐

（3） 関係省庁等

総務省総合通信基盤局電波部基幹・衛星移動通信課 廣瀬課長

外務省総合外交政策局宇宙・海洋安全保障政策室 竹内室長

文部科学省研究開発局宇宙開発利用課 梅原課長

経済産業省製造産業局宇宙産業課 高濱課長

国土交通省航空局ネットワーク部航空戦略室 大田参事官

防衛省防衛政策局戦略企画参事官付 下條戦略第1班長・防衛部員（オンライン出席）

国立研究開発法人宇宙航空研究開発機構経営企画部企画課 笠原課長

4 議事要旨

（1） 宇宙活動法改正ワーキンググループの設置について

- 内閣府宇宙開発戦略推進事務局より、資料1に基づき、本ワーキンググループの検討事項、構成委員並びに開催日程について説明を行った。

（2） 改正に係る検討事項について

- 内閣府宇宙開発戦略推進事務局より、資料2に基づき、改正に係る検討事項について説明を行った。
- 委員からは、以下のような意見があった。
 - 国内法で高高度活動と定義したとしても、ほかの国が宇宙空間だと捉えているであろう空間に入って行動することになる点が懸念される。そこで事故等が発生した場合は、日本が負う責任が宇宙法上の責任なのか一般法上の責任なのか気にかかる。
 - 宇宙物体について、国際法と国内法のもの食い違ったときの不便が、日本の宇宙産業を発達させる上で影響を与えないか留意しても良いのではないか。
 - 国内法と国際法の解釈の範囲を最大限小さくすべきであるが、避けがたいという前

提で立法せざるを得ないのではないか。

- 宇宙活動に適用される法体系を一定の高高度活動にも適用すべきかは、政府補償や宇宙条約の適用といったところを整理した上で決めていかなければいけない。
- 高度で区切ることは賛成だが、すごく小さな無操縦者航空機と性質決定されるようなものであれば事故調査される一方で、高高度まで行くが事故調査がされないのはアンバランスであり、どうイコールにしていくかの検討が必要。
- 国民目線で見ると、同じように飛んでいるのに事故を起こした際に、片や運安委の報告が公表される、片や公表されるかどうか未定数となると、透明性・信頼性を確保するといった観点からも今後検討をすることが必要。
- 航空法と宇宙活動法の目的規定に記載のある「安全」という言葉は趣旨が異なる。「公共の安全」は抽象的である。目的規定をきっちりと捉えた上で、規範的なところを全体的に検証しないと規律が乱れるおそれがある。
- 国際的な場において、米国当局などは、航空法は規制が厳しく、宇宙活動法はそこに至らない規律とすることで宇宙産業を前に進めると発言しており、この前提は崩すべきではない。ただし、有人の場合にいくら何でも国が許可する行為について、乗っている人の安全を一切無視するとは言えないだろう。しかし、航空機のようなミッションアシュアランスを補償するところは、おそらくサブオービタル飛行の許可制度において法目的ではない。
- 危険物を搭載していなくても、宇宙条約上は責任を負う場合がある。保護法益の観点から、危険物・危険物以外という区分けでうまく機能するのは疑問が残る。もう少し詰めて整理することが必要。
- 危険物については、海上運送でかなり判例や解釈の積み重ねがあるので参考にするの良いかもしれない。それ自体は危険物でなくても、運び方で危険になるものも危険物に含めるのが一般的な解釈なので、参考にするの良いのではないか。
- 宇宙活動法の目的が「公共の安全」と書いているので、本来は全体にわたるべき。危険物から抜けてしまっている部分の安全の確保について今後整理すべき。
- 国内打上げだけ「公共の安全確保」と入っているが、国外打上げも「公共の安全確保」が入るのではないか。また、それ自体は危険でないが、宇宙空間に入ることによって他の事業者がやりにくくなるような事態が生じるのであれば、広い意味で「公共の安全」の一部に含めることもできるのではないか。国内か国外かで保護法益の何が変わるのかももう少し議論した方がよい。
- 人工衛星落下等損害について、ダミーペイロードは人工衛星の範囲に含めて良いと思うが、2段目等ではロケットの一部なのか軌道投入段同様に宇宙物体になってしまっているのか、今後議論が必要。
- 国内法を作っていくので、必ずしも国際法の内容と合う必要はないと思うが、海外の事業者が打上げ委託等する際、英訳に誤解が生じないような形にして日本の宇宙産業の発展を阻害しないようにすべき。

- 人工衛星と探査機の隙間が生じないか心配である。軌道間を移動する輸送機みたいなものはどう扱うのか。隙間がないように制度設計をすべき。
- 高高度往還飛行について、高高度往還飛行を定義するのであれば、地上のどこの部分を往還するのもかも定義すべき。

以上